

地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ

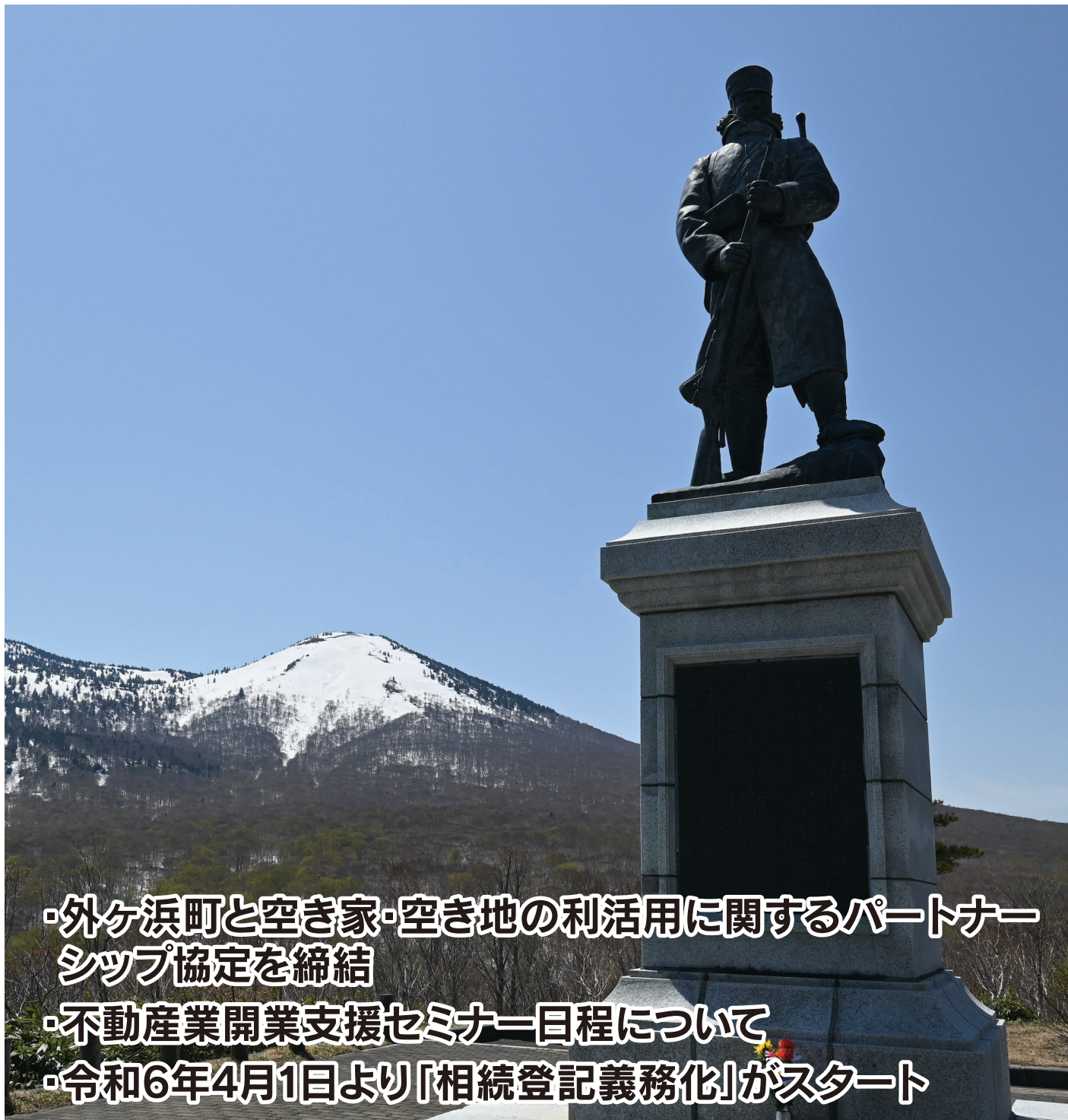
宅建あおもり



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部
<http://www.aomori-takken.or.jp>
令和6年3月15日発行〈隔月刊〉



Vol.216



- ・外ヶ浜町と空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定を締結
- ・不動産業開業支援セミナー日程について
- ・令和6年4月1日より「相続登記義務化」がスタート

青森市／八甲田山 雪中行軍遭難者銅像



宅建協会

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

C O N T E N T S

外ヶ浜町と空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定を締結	①
不動産業開業支援セミナー日程について	①
令和6年4月1日より「相続登記義務化」がスタート	②
法定講習会の開催日程について	④
日建学院より 登録講習6月生、7月生の募集について	⑤
八戸支部 第4回一般公開セミナー開催報告	⑥
青森支部 新春公開セミナー開催報告	⑥
つがる弘前支部 一般公開セミナー開催報告	⑦
三十むつ支部 Web研修会開催報告	⑦
宅地建物取引業者に対する立入検査の結果について	⑧
情報コーナー	⑧
緊急時・災害時の対処法と備え	⑨
会員異動状況	⑩
協会の主な活動記録	⑫

会員の皆様におかれましては、全宅連「ハトサポ」からログインし、不動産情報流通システムから、各種設定に入ると会員店情報を入力することができます。一般消費者への有効な自社のPRになりますので、是非ご活用下さい。(写真で自社の営業内容等をPRできます)

不動産物件を探すなら



ハトマークサイト青森

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

<http://www.hatomarksite.com/search/aomori/>

ハトマークサイト青森 検索

宅建協会へご入会を!!

【豊富で多彩な会員メリットの数々】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担金60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086

ハトマークバッジを 着用しましょう

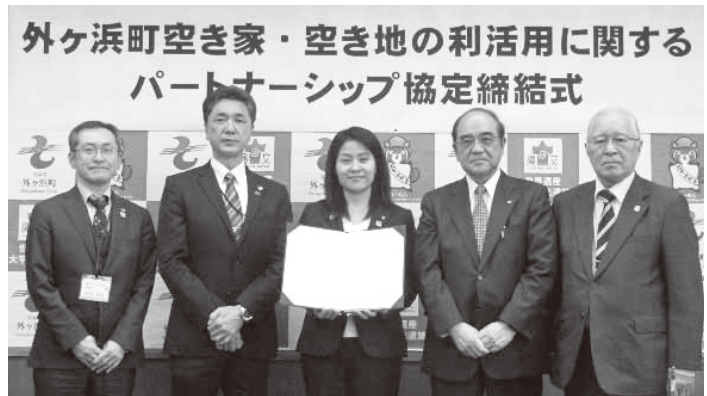
我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、各種会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。ハトマークバッジは、各支部で販売しております。

外ヶ浜町と空き家・空き地の利活用に関する パートナーシップ協定を締結

令和6年1月19日(金) 外ヶ浜町役場において、外ヶ浜町(山崎結子町長)、当協会(藤林吉明会長、中川隆司副会長)、全日青森県本部(高橋克彦本部長)は、外ヶ浜町の空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定を締結しました。

空き家等の利活用に関する取り組みを行うことにより、町民が安心して暮らせるまちづくりの推進及

び地域経済の活性化を目的としております。現在、外ヶ浜町に不動産業者がなく空き家等の利活用がうまく進んでいない状況が続いており、当協会としては、空き家等の売買・賃貸に関する相談や現地調査などに会員を派遣し、有効活用を促進すると共に、不動産取引の円滑化に努めます。



地域を共に創造するベストパートナー

不動産業開業支援セミナー

セミナー&相談会 無料

日時 令和6年**6月7日(金)** (セミナー) 13:30~14:50 (相談会) 15:00~

会場 青森県不動産会館 2階「大会議室」 青森市長島3丁目11-12

講師 協会役員、金融機関 など

内容 ・開業資金の融資制度
・開業後のバックアップなど

◎不動産業開業個別相談会(セミナー終了後)

未経験者
大歓迎



主催
ご予約・お問い合わせ

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 青森県不動産会館

TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>



所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



Q

令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています） ➡



Q

相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手順をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）**に申請して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください） ➡



Q

相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています） ➡



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内） ➡



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内） ➡



法定講習会の開催日程について



宅建業に従事している 宅建士の方

宅地建物取引士証の有効期限が切れますと、新たに交付を受けるまでの期間、宅建士としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を受講する必要があります。

申込み必要書類

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
 - ② 同一の顔写真 3枚 (カラー 3cm×2.4cm
「顔の大きさ約2cm」)
 - ③ 受講票
 - ④ 法定講習会受講申込書
 - ⑤ 証交付申請手数料 4,500円
- | | |
|-------|---------|
| 受 講 料 | 12,000円 |
| 合 計 | 16,500円 |

実施日	時間	開催地区	会場
令和6年2月16日(金)	9:30～16:40	八戸市	(終了)
令和6年5月9日(木)	9:30～16:40	青森市	アップルパレス青森
令和6年8月22日(木)	9:30～16:40	弘前市	弘前パークホテル
令和6年11月21日(木)	9:30～16:40	青森市	ホテル青森

令和5年11月から「Web法定講習」を導入しております

Web法定講習は、オンライン上で講習動画を視聴いただき、効果測定を修了された方に新宅地建物取引士証を交付する講習です。Web環境があれば、受講期間内のお好きな時間、お好きな場所で講習動画を視聴できます。

※Web法定講習には「申込要件」があります。よくご確認の上、お申込み下さい。



宅建士の方へ 氏名、住所、本籍、勤務先に変更はありますか!?

宅地建物取引士変更登録申請について

- 提出書類等 (提出部数は1部)
- ① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (様式第7号)
 - ② 添付書類 (下記の表のとおり)

変更内容	添付書類
1. 氏 名	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 顔写真 (3cm×2.4cm) <input type="checkbox"/> 4,500円 (県証紙分)
2. 住 所	<input type="checkbox"/> 住民票抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証
3. 本 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
4. 勤 務 先	<input type="checkbox"/> 添付書類不要

お申込み先及びお問い合わせ先

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>

宅建士資格試験(5問免除)の受講に向けて

日建学院より 登録講習6月生、7月生の募集について

宅地建物取引業に従事する皆さまが対象です

宅建登録講習 受講料 15,000円(税込) **宅建協会会員** 11,000円(税込)

	開催日時	締切日
6月生コース	6月11日(火)・13日(木)	4月1日(月)
6月生 第2コース	6月17日(月)・18日(火)	4月5日(金)
7月生コース	6月27日(木)・7月1日(月)	4月16日(火)

● 講習について 〈宅建登録講習の概要〉

受講資格・受講対象者

宅建業に従事している方で次の条件を満たしていれば、原則として誰でも受講できます。実務経験期間は問いません。

1. 受講期間中、宅地建物取引業に従事している方

登録講習の受講対象者は、受講期間中、宅地建物取引業に従事している方です。

※「受講期間中」とは、受講申請時以後修了日までの期間をいいます。

「受講資格」について

2. 従業者証明書を提示できる方(申込時に従業者証明書を所持していること)

受講申請時、宅地建物取引業法第48条に基づく従業者であることを証する証明として、必ず「従業者証明書(宅建業法48条所定のもの。写真貼付)」の写し(コピー)を受講申請書の裏面に貼付してください。

宅建登録講習修了のメリット

- ・講習修了による「5問免除」で本試験でダンゼン有利!
- ・宅建業の従事者なら「実務経験期間に関係なく」受講できる!
- ・講習修了者は本試験での合格率が違う!

● お申し込み

1. 受講申請書

2. 証明写真4枚 縦3cm×横2.4cm、上半身無帽・無背景、撮影から6ヵ月以内のもので白黒・カラーどちらでも可。

3. 従業者証明書の写し(原寸大でコピー)

※お申込みの際は、日建学院青森校へのご来校又はご連絡が必須です。

お問い合わせ・お申し込み

(株)日建学院青森校

青森市安方1丁目3-3 カイマビル2F
TEL: 017-774-5001



八戸支部 第4回一般公開セミナー開催報告

令和6年1月12日(金)16時より、八戸プラザホテル2階プラザホールにて、第4回一般公開セミナーを開催し、会員及び従業者55名、一般消費者3名計58名の方々が参加下さいました。

テーマ：

～長者山新羅神社及び
三社大祭の歴史について～

講師：

長者山新羅神社 禰宜 柳川 泰孝氏

柳川氏よりご講演いただき、終盤には会員の皆様の今年一年の安全と商売繁盛を願い、新年祈願祭を執り行っていただきました。



青森支部 新春公開セミナー開催報告

令和6年1月22日(月)、アップルパレス青森に於いて、市民及び会員・従業員を対象とした、新春公開セミナーを開催致しました。

参加者は、一般市民を含め68名の方々にご参加して頂きました。

第一部の講師には、青森県司法書士会青森支部長 菊池保宗様をお迎えし、本年4月1日から相続登記の申請が義務化される事を受け、『相続登記の義務化について』ご講演頂きました。これは、全国各地で社会問題となっている所有者不明土地の発生の予防策として不動産登記法が改正され、相続に関する新しいルールが作られました。こうした義務化された登記申請の申請期日や申請手続き方法など、詳細にお話しくださいました。

続いて第二部の講師には、(株)小野寺会計事務所代表取締役社長 小野寺剛様をお迎えし、昨年10月から開始したインボイス制度の第二弾として、『インボイス制度導入後の実務と留意点について』ご講演頂きました。

適格請求書保存方式(インボイス制度)は、既に開始されていますが、制度を十分に理解しないまま登録をしている事業者も少なくないと言われております。

このインボイス制度が開始してから、3カ月あまりとなりますが、今後も色々な場面に直面すると思います。トラブルに発展しない様、気を付けたいと思います。



菊池保宗司法書士事務所
司法書士 菊池 保宗氏



株式会社小野寺会計事務所
代表取締役社長 小野寺 剛氏

つがる弘前支部 一般公開セミナー開催報告

令和6年1月23日（火）、支部主催による一般公開セミナーを弘前パークホテルにおいて開催しました。会員・従業者から35名と一般参加者3名の総員38名参加のもと、弘前市の出前講座から2つのテーマを講演いただきました。

【第一部】弘前市総合計画について

弘前市企画課より、総合計画推進担当の主査 佐藤様にご高説いただきました。

弘前市が総合計画で定めている将来都市像は「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」です。新たな品種が生まれ続けている「りんご」を用いて、弘前市も多様な人々と地域や資源をかけあわせ、りんごのように様々な色で彩られるまちであり続けたい思いが込められているそうです。



【第二部】固定資産税・都市計画税について

弘前市資産税課より、土地係長の千葉様と家屋係技師の齋藤様にご高説いただきました。

主に土地と建物についての評価の仕組みや課税の仕組みについて説明いただきました。30分間の時間では説明しきれない部分もありましたが、詳しい小冊子もいただけましたので、後でゆっくり勉強したいと思います。



三十むつ支部 Web研修会開催報告

三十むつ支部では、令和6年2月2日（金）17時よりむつ市『むつグランドホテル』において、従業者Web研修会を開催いたしました。

- 【研修内容】 ● 契約不適合責任について
● 今後紛争となりうる事例とその対応

【出席者】 40名（会員・従業者）

今回の従業者Web研修会の動画は、『全宅連ハトサポ』にアップロードされており、他にも多数講義動画がアップされています。ぜひ、お時間がある時に『全宅連ハトサポ』より視聴してみてください。

お忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。



宅地建物取引業者に対する立入検査の結果について

青森県では、令和5年11月2日から12月13日までの間に宅地建物取引業者に対して、宅地建物取引業法第72条第1項の規定に基づく立入検査を実施しました。

◆ 指摘状況

検査実施業者数		30業者
内 訳	指摘事項がなかった業者数	15業者
	指摘事項が1項目の業者数	12業者
	指摘事項が2項目の業者数	3業者
	指摘事項が3項目以上の業者数	0業者

◆ 指摘内容

指 摘 項 目	指摘業者数	指 摘 内 容
媒介契約書等の書面の不交付	4業者	媒介契約に係る契約書を取り交わしていない。
従業者名簿の備付け義務違反	9業者	従業者名簿を作成していない、従業者名簿の記載内容に不備がある。
帳簿の備付け義務違反	5業者	取引台帳を作成していない、取引台帳の記載内容に不備がある。



情 | 報 | コ | ー | ナ | ー



【国土交通省】 デジタル原則を踏まえた磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について

政府において令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める法令の規定の見直しを行うこととされ、磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等が令和5年12月28日に公布され、宅地建物取引業法施行規則、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則及び住宅宿泊事業法施行規則が同日付で施行されました。

詳しくは→<https://www.zentaku.or.jp/news/9888/>



【国土交通省】 印紙税非課税措置についての周知協力依頼について

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

詳しくは→<https://www.zentaku.or.jp/news/9911/>



【国土交通省】 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改定について

建築士法第25条の規定に基づく建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改定され、本年1月9日に公布・施行されました。

詳しくは→<https://www.zentaku.or.jp/news/9914/>



こんなときどうする!?

緊急時・災害時の 対処法と備え

「万が一」の緊急時・災害時に備え、日頃からの準備と心構えが大切です。「備えあれば憂いなし」。起きてしまったときの「対処法」と明日は我が身という気持ちで「備え」を確認しておきましょう。



「自然災害」への対処法と備え

地震

大きな揺れを感じたらむやみに外へ出ると危険です。状況を見て判断しましょう。



■ 対処法

まずは身の安全の確保です。丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくし、落下物などから頭部を保護します。揺れがおさまったら、火の元を確認しましょう。慌てて外に飛び出さず、テレビやラジオ、インターネットなどで災害情報を確認して、冷静に行動することが大切です。

■ 備え

家具の転倒を防ぐために、家具と天井の間に転倒防止ポールを取り付けたり、滑り止めマットを敷くのが有効です。また、避難する際に持ち出す非常袋（携帯ラジオや懐中電灯、水、食料など）の準備や住んでいる地域の避難場所の確認、離れている家族との緊急連絡方法について話し合っておくことも大切です。

日頃の心構え

☑ 防災マップ、避難経路を入手

- 新しく住む自治体に転居届などを提出する際に、その自治体で作成している情報誌・防災マップなどを入手し、居住地の近くの第一次避難場所等を把握しておきましょう。
- 避難場所へ行くための道路地図(避難経路)なども自治体で作成しているケースもあるので、入手しておくことも大切です。

☑ 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの確認

- 災害時には、自分の無事を伝えたり家族の安否を確認したいと思っても回線が混雑して電話が繋がらないことが想定されます。そんなときは、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」に電話しましょう。ガイダンスに従っていけば伝言を残したり、それを聞いたりすることができます。NTT以外の各社携帯電話からでも利用できます。
- 各種携帯電話会社でも「災害用伝言板サービス」の設定がされているので、契約している携帯電話会社で確認しておくとういでしょう。



こちらは災害用
伝言ダイヤル
センターです

☑ 両手が使えるリュックサックに、必要なものを入れておく

〔防災袋（非常持出袋）は目安として男性で約15kg以下、女性で約10kg以下に〕

- 飲料水
- 携帯ラジオ
- 衣類
- マッチやライター
- 貴重品
- 懐中電灯
- 救急セット
- 雨具（兼防寒具）
- ティッシュペーパーなどの必需品
- 携帯トイレ
- 現金
- 通帳のコピー（通帳がなくても口座番号が分かれば早く引き出せる）
- 家族の連絡先（捜索や安否情報に役立つ）
- 親戚の連絡先（遠方の知人や親戚を連絡先に決めておく）



新入会員紹介

今後ともよろしくお願ひします。



佐々木圭太
《八戸支部》



商号又は名称/株トラビス
免許番号/青森県知事(1)3642
宅地建物取引士/佐々木圭太(宮城)16558

八戸市江陽5-20-2
TEL.0178-80-7827
FAX.0178-80-7828
入会年月日/令和6年3月1日



2月末 支部別会員数

青 森	八 戸	つがる弘前	三十むつ
159(14)	128(14)	140(8)	122(6)
合 計			549(42)

()内は従たる事務所

会員異動状況

年月日	所属支部	商号又は名称	変更事項	変更後	変更前
5年 2月 1日	青 森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	宅建士	和田 望(青森)5229	高坂晋太郎(秋田)3937
				太田部佳祐(宮城)16633	佐藤 昌之(福島)4111
5年 8月 1日	青 森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	政令使用人	南城 拓哉	菅野 亮
			宅建士	南城 拓哉(秋田)3270	菅野 亮(福島)7313
5年 10月 5日	青 森	大和ハウス工業株北東北支店青森出張所	事務所所在地	青森市本町4-8-1	青森市浦町奥野622
5年 10月 15日	青 森	大和ハウス工業株北東北支店青森出張所	政令使用人	原田 裕	石山 貴行
			宅建士	(退任)	石山 貴行(秋田)3643
				(退任)	高橋 優志(青森)4735
5年 11月 1日	八 戸	ナスコム(株)	代表者	中村 譲	那須野正子
5年 11月 20日	三十むつ	(株)アッツ	事務所所在地	十和田市西四番町5-33	十和田市西四番町8-41
5年 12月 6日	三十むつ	(株)千代田不動産	宅建士	(退任)	上明戸美紀(青森)5753
5年 12月 28日	八 戸	(株)ベターワン	宅建士	(退任)	大丸 剛晃(青森)5128
5年 12月 31日	青 森	(株)あおい不動産	宅建士	(退任)	諏訪まなみ(青森)5159
6年 1月 1日	青 森	(株)Y's PLANNING	事務所所在地	青森市緑3-9-2 サンロード青森3F	青森市大字安田字近野5-38
	つがる弘前	(株)太陽地所	宅建士	(退任)	佐々木幸成(青森)3217
6年 1月 14日	青 森	(株)住まいUPタッケン	宅建士	(退任)	白戸 毅(青森)5503
6年 1月 15日	青 森	(協)タッケン	宅建士	白戸 毅(青森)5503	川嶋 啓子(青森)3799
6年 1月 18日	青 森	丸豊不動産(株)	事務所所在地	青森市中佃3-7-5	青森市小柳1-10-25
6年 1月 20日	つがる弘前	(株)アイモ・地産	宅建士	島谷 桂子(青森)5709	古川 洋子(青森)4092
6年 2月 1日	青 森	中央モーター青森販売(株)	事務所所在地	青森市大字筒井字八ツ橋51-2	青森市大字新町野字菅谷100-1
	三十むつ	三沢大成土地(株)	宅建士	柏崎 豊(青森)2361	川原 章二(青森)2868



従業者異動状況

採用

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年1月21日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	下山 義樹(230100457)
5年2月1日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	高橋 諒(110400248)
5年7月1日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	菊池 純一(020200122)
5年10月1日	三十むつ	(有)橋場不動産	山本 裕子(231019)
6年1月1日	つがる弘前	(株)太陽地所	工藤 真人(2401A66)
		未来環境開発(有)	寛 聡史(240101) 寛 正嘉(240102)
	三十むつ	(株)ヤマキ	山口加奈子(240112)
6年1月9日	つがる弘前	(有)グリーン住宅	一戸あかり(240117)
	三十むつ	(株)ヤマキ	鈴木 禎彦(240107)
6年1月16日	八戸	(株)イエス住宅	鶴ヶ崎由佳(240103)
6年1月20日	青森	(株)大坂組	大坂友紀昌(240108)
6年2月1日	青森	(株)トラストエージェント	高谷 恵利(240203)
	八戸	(株)ライフスタイルカンパニー	小倉 佑介(2402A13)
6年2月5日	三十むつ	(同)ユアーズ	櫻田 紗如(240202)
6年2月8日	青森	(株)Y'sPLANNING	宮本 直樹(240203)
			石橋 潤也(240204)
			川越 淳(240205)
6年3月1日	青森	(株)赤石材木店	齊藤 崇(240305)

退職

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年1月31日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	齋藤 哲也(210800409)
5年3月31日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	佐藤 昌之(920200046)
5年6月30日	青森	積水ハウス不動産東北(株)青森営業所	岩井川 章(951200075)
5年10月31日	青森	大和ハウス工業(株)東北支店青森出張所	横嶋 大希(130400086912) 中西 勝哉(170400394331)
		八戸	タマホーム(株)八戸下田店 (株)ライフスタイルカンパニー
	三十むつ	蹴揚建設(株)	平舘 信一(191004)
5年11月30日	三十むつ	蹴揚建設(株)	平舘 信一(191004)
5年12月1日	八戸	(株)ベターワン	長谷川佳鶴子(221209)
			齋藤いち子(230713)
5年12月11日	八戸	(株)ライフスタイルカンパニー	佐々木圭太(2204A12)
5年12月12日	八戸	(株)ライフスタイルカンパニー	玉川 臣志(2010A11)
5年12月29日	青森	オオサカホーム	小枝 正明(210802)
5年12月31日	つがる弘前	(株)太陽地所	佐藤 佳代(2210A62)
	青森	(株)太陽地所青森支店	工藤 真人(2010C12)
6年1月15日	つがる弘前	(株)太陽地所五所川原支店	澤田 大樹(2211D07)
6年1月17日	三十むつ	(株)むつ不動産取引センター	西村 圭(201212)
6年1月31日	青森	丸豊不動産(株)	豊川 一雄(691103)
	八戸	URUハウジング	中野 和久(190803)

総会日程

第13回 青森県宅地建物取引業協会 定時総会
第52回 全国宅地建物取引業保証協会青森本部 地方総会

開催予定



開催日：令和6年5月24日(金) 午後1時より
場所：ホテル青森 3階「孔雀の間」

当協会会員の皆様には、総会のご案内を発送いたします。
多くの会員様のご参加をお待ちしております。



協会の主な活動記録

協会二団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和6年 1月12日	八戸支部一般公開セミナー	八戸市 八戸プラザホテル
1月19日	外ヶ浜町空き家等の利活用に関するパートナーシップ協定	外ヶ浜町 外ヶ浜町役場
1月22日	青森支部新春公開セミナー	青森市 アップルパレス青森
1月23日	つがる弘前支部一般公開セミナー	弘前市 弘前パークホテル
1月26日	第6回企画情報委員会	Web併用会議 県不動産会館
2月 2日	三十むつ支部Web研修会	むつ市 むつグランドホテル
2月 7日	第4回法務委員会	青森市 県不動産会館
	第1回研修委員会	青森市 県不動産会館
2月16日	法定講習会	八戸市 八戸プラザホテル
2月22日	第7回企画情報委員会	Web併用会議 県不動産会館
	第4回総務経理委員会	青森市 県不動産会館

他団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和6年 1月11日	健やか住宅普及促進検討ワーキンググループ	(Web会議)
1月18日	空家等対策担当者勉強会	青森市 県庁西棟8階
1月24日	全宅連・全宅保証新年賀詞交歓会	東京都 ホテルニューオータニ
1月25日	住まいと空き家相談会(青森会場)	青森市 アスパム
1月29日	住まいと空き家相談会(八戸会場)	八戸市 はっち
1月30日	住まいと空き家相談会(弘前会場)	弘前市 ヒロロ
	全宅連 協会役職員対象改正空き家特別措置法説明会	(Web会議)
1月31日	全宅連 第4回組織整備・入会促進特別委員会	(Web会議)
2月 9日	北海道・東北・甲信越地区連絡会第3回運営協議会	宮城県 宮城県不動産会館
2月29日	宅地建物取引士資格試験第1回事務説明会	(Web会議)

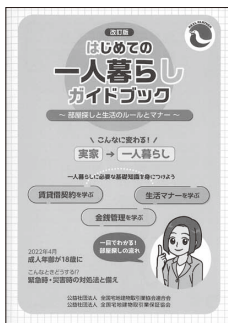


編集 後記

今年の冬は暖冬という事で、雪も少なく過ごしやすい冬でしたが、3月に入ってから遅い雪に戸惑っています。

今年は、コロナも終息に近づき、繁忙期が早く、青森市内は、3月末に入居出来る物件も少なくなっており、たくさんの企業や転勤で来られる方で、少しでも景気が良くなってもらえればと思います。

企画情報副委員長 宮本 達子



大学・高校等関係者のみなさまへ はじめての一人暮らしガイドブック寄贈のご案内

部屋探しから入居までの流れはもちろん、賃貸借契約時に必要な法律知識や金銭管理に関する情報、基本的な生活マナー、そして緊急時の対処法まで各プロセスごとに分かりやすく紹介しています。これからはじめて一人暮らしを始める方へのガイドブックとして、ぜひご活用ください。ガイドブックの寄贈を希望される方は、以下までご連絡ください。

(公社) 青森県宅地建物取引業協会 【お電話】 017-722-4086 (平日9時～17時)

ロゴマークに込められた想い



50年以上にわたり、ハトマークグループは不動産業界の健全な発展のために歩んできました。そして今、私たちは「ハトマーク」の持つ意味や物語を改めて見つめ直し、その思いを次の世代へつないでいけたらと考えます。

2羽のハトは、会員とお客さま。

全国10万社に上るグループ会員と、その先にいる地域の人々が確かな信頼でつながり、ともに繁栄していけるように。

赤色は、大陽。

ハトマークグループは、地方にいる小さな会社たちの手ではじまり、すべての都道府県へと広がっていきました。一社でできることは小さくとも、ちからを合わせれば大きな輝きに。

緑色は、大地。

一人ひとりの大切な土地を扱う、不動産というかけがえのない仕事。業界の品質向上に努めるとともに、地域に根差した活動を重ね、人々の暮らしを豊かに育んでいきます。

白色は、取引の公正。

誰もが安心して暮らし、大切な住まいを守れるように。公正で安全な宅地建物取引をすべての地域へと広げていきます。

このハトマークが、信頼と安心の証となり、かかわるみんなを笑顔にしていける。どのように時代が変わっても、変わることのない私たちの願いです。



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)

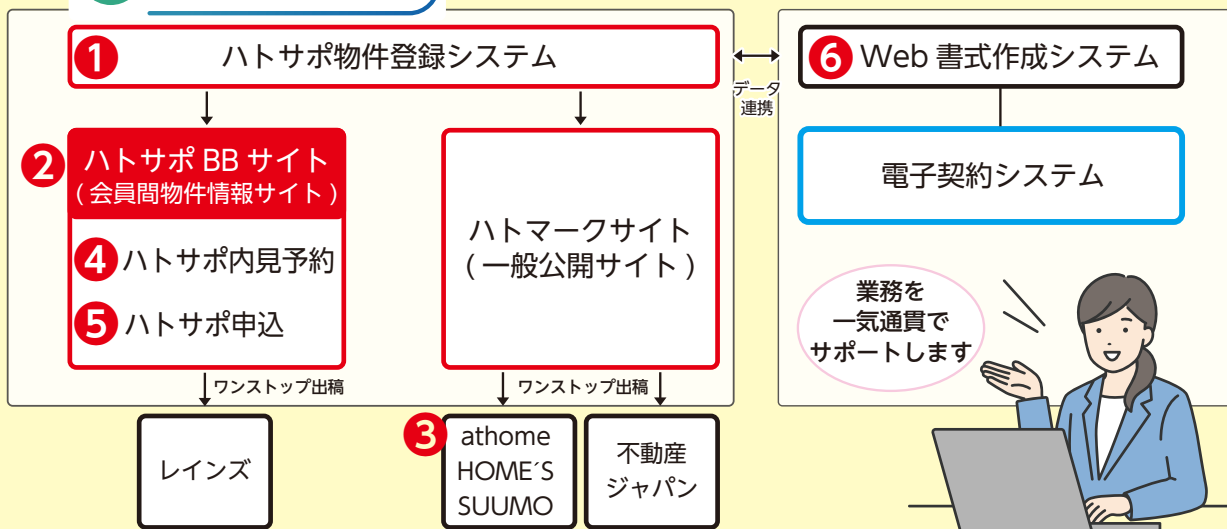
NEW ハトサポ BB の主な機能

- ハトサポ BB は、ハトサポ ID・パスワードで利用できます！ (*1)
- 一般公開サイト「ハトマークサイト」も一新！消費者の利便性を向上！

▶「ハトサポ BB」は 2022年7月に BtoB 機能を、9月に全ての機能をオープン！
 「ハトサポ BB」をぜひご利用ください！ ◀



システム構成 (赤枠…新機能)



① ハトサポ物件登録システム

～より楽に、登録しやすく～

- ✓ 民間サイトと同レベルの操作性・機能性を実現！
「ハトサポ物件登録システム」

② 会員間物件情報サイト

～より便利に、探しやすく～

- ✓ お客様の多様なニーズに対応した充実の物件情報検索・提案機能を搭載

③ マルチポータル機能

～レインズ、主要ポータルにワンストップで出稿可能～

- ✓ レインズや athome、HOME'S、SUUMO にワンストップで出稿可能！
「マルチポータル機能」を搭載 (*2) (*3)

④ ハトサポ内見予約

～内見予約がスムーズに～

- ✓ Web 上で内見予約・内見受付ができる新機能
「ハトサポ内見予約」

⑤ ハトサポ申込

～入居（買付）申込、保証会社の審査を Web 化～

- ✓ 入居（買付）申込や家賃保証会社の審査を Web 上で完結できる新機能
「ハトサポ申込」

⑥ Web 書式作成システムとの連携機能

～物件データが重説・契約書に連携～

- ✓ ハトサポ BB に登録した物件情報は Web 書式作成システムとデータ連携！

(*1) ハトマークサイト ID・パスワードは、ハトサポ BB では利用できなくなります。
 (*2) マルチポータル機能のご利用には、athome、HOME'S、SUUMO へのご登録が必要です。
 (*3) マルチポータル機能のご利用には別途費用が必要です。

協会本部

つがる弘前支部

八戸支部

AED(自動体外式除細動器)を設置しております。

